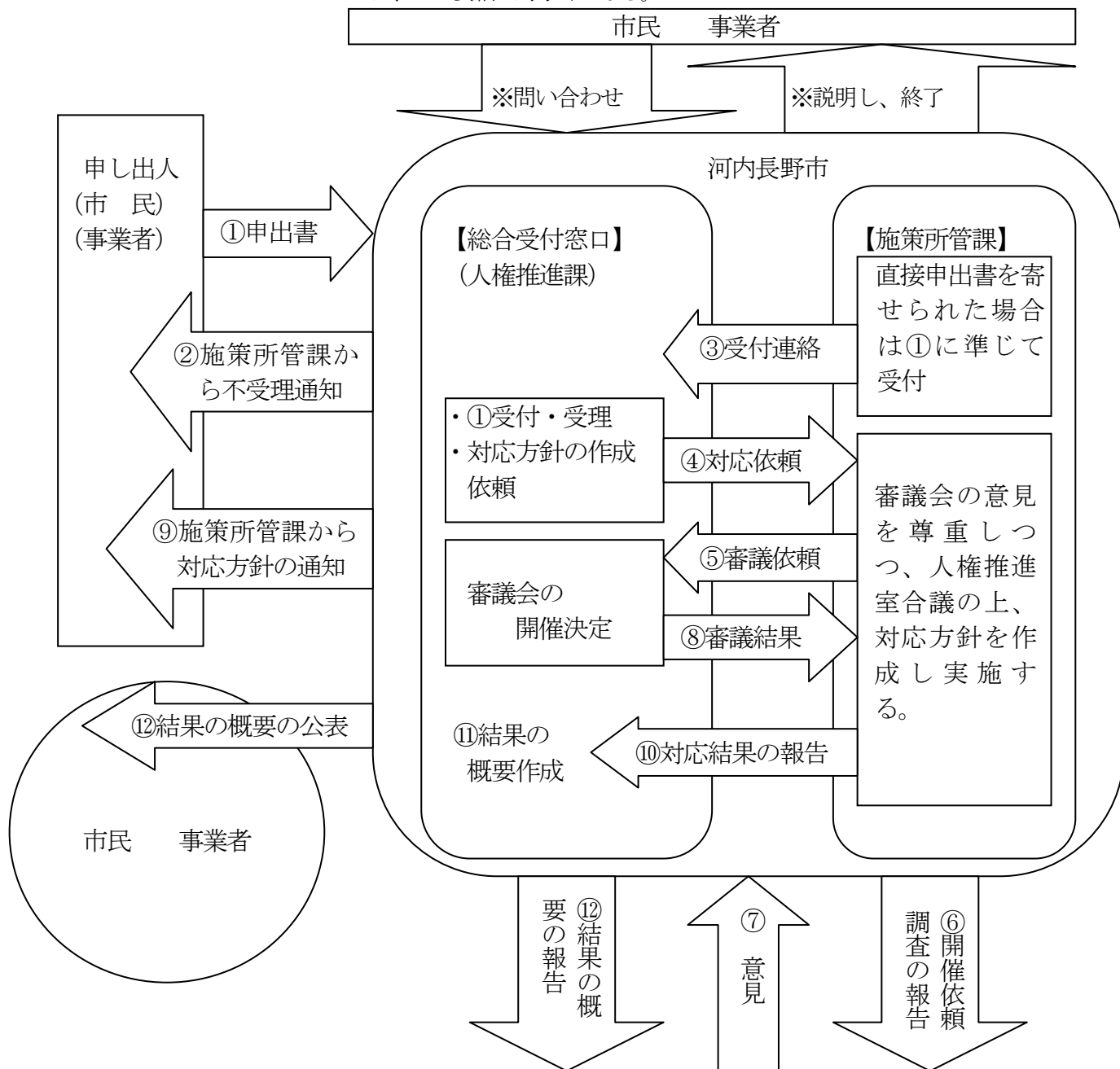


男女共同参画施策等に関する申し出の対応の流れ

※従来からの広聴活動により、一次的な対応で十分な理解を得られた場合は、この要綱の対象外となる。



河内長野市男女共同参画審議会（事務局：人権推進課）

市長は、苦情等の申し出に対し男女共同参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するため、必要に応じ男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

- ⑥ 審議会を開催し、市から内容の調査の報告を受ける。
 ※審議会は、必要に応じて関係者の説明又は意見を聴くことができる。
- ⑦ 審議会は、男女共同参画推進の視点から将来に向け施策の改善が必要となる場合など特に重要な事項について、市長の求めに応じ意見を述べる。
- ⑫ 対応結果の概要について、報告を受ける。